



報道発表資料の配付日時 6月24日(金) 16時00分

発表項目 (行事名)	「北海道医療的ケア児等支援センター」の開設について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>○ 北海道では、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき、本年6月30日(木)に、「北海道医療的ケア児等支援センター」を開設します。</p> <p>○ 業務内容等の詳細については、別添のとおりです。</p>		
参考			

報道(取材)に当たってのお願い	・取材につきましては、当課で対応いたしますので、受託先法人への直接取材は、ご遠慮くださいますようお願いいたします。		
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		

担当 (連絡先)	保健福祉部福祉局障がい者保保健福祉課発達支援係 (担当者: 富加見)		
	TEL	ダイヤルイン	011-204-5264
		内線	25-710

「北海道医療的ケア児等支援センター」の開設について

1 概要

医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにするため、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」第14条（令和3年6月18日法律第81号）に基づき、道では、「医療的ケア児支援センター」を下記のとおり設置します。

センターの設置により、医療的ケアを受けるご本人やご家族等からの様々な相談内容に応じて、市町村等と連携して対応するほか、関係機関等への情報提供、コーディネーターの資質向上研修などといった支援体制を整備し、全道域での対応力の向上を図ります。

2 内容

- (1) 開設日 令和4年6月30日（木）
- (2) 名称 北海道医療的ケア児等支援センター
- (3) 業務運営 医療法人稲生会に運営委託
- (4) 所在地 札幌市手稲区前田4条14丁目3-10（医療法人稲生会内）
- (5) 開所日 月曜日から金曜日（電話による対応時間：平日9時～16時）
  - ・休所日 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始
- (6) 支援対象
  - ・日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童。
  - （18歳に達し、又は高等学校等を卒業したことにより医療的ケア児でなくなった後も医療的ケアを受ける者のうち引き続き雇用又は障害福祉サービスの利用に係る相談支援を必要とする者を含む。）
- (7) 業務内容
  - ・医療的ケア児及びその家族その他の関係者に対し、専門的に、その相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う。
  - ・医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し医療的ケアについての情報の提供及び研修を行う。
  - ・医療的ケア児及びその家族に対する支援に関して、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等との連絡調整を行う。
  - ・上記に附帯する業務。
- (8) 対象地域 北海道内（札幌市を含む全域）
- (9) 相談体制 法人職員2名で対応
- (10) 相談対応 相談フォーム、メール又は電話でのいずれかの方法（相談料：無料）